金沢高等学校　「いじめの防止等のための基本的な方針」

１　はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本方針は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校・家庭・その他の関係者の連携により、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法第１３条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

２　いじめの防止

「暴力を伴わないいじめ」に関しては、ほとんどすべての生徒が被害者としてばかりではなく、加害者としても巻き込まれ、入れ替わりながら経験している。また、「目に付きにくい」ことの多い「暴力を伴わないいじめ」の場合、発見してから対応する姿勢では手遅れになることも少なくない。つまり、すべての生徒に起きる可能性があるものとして、全員を対象として事前の働きかけ、すなわち未然防止の取り組みを行うことが最も合理的かつ有効な手段である。

未然防止の基本は、すべての生徒が安心・安全な環境下で学校生活を送ることができ、授業や学校行事などに主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。そのためには互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが創り出していくこと、また、それを支える教員の働きかけが肝要となる。

３　いじめの早期発見

（１）教職員は早期発見のために、「些細な変化に気づくこと」、「気づいた情報を確実に共有すること」、「速やかに対応すること」を徹底する。

（２）学級担任は４月の面談月間以外にも個人面談を実施する。また、授業担当者・部活動顧問は、日常のコミュニケーションの中で気になることがあれば、適宜面談等を実施する。

（３）７月・１２月実施の「学校生活アンケート」、６月・１１月実施の「Ｑ－Ｕアンケート」等からも情報を読み取り、いじめの発見に努める。

（４）生徒や保護者からの相談用の窓口を本校ホームページに設定する。

４　いじめへの対処

（１）いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保および資質の向上

①教師の不適切な認識・言動や差別的な態度・言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長することがないようにする。また、「Ｑ－Ｕアンケート」後に情報や指導方針を共有し、指導や対応の差異が起こらないように点検する。

②認識や言動を改め、スキルアップのために、校外で行われるいじめの防止等に関する研修や講演会等への積極的な参加を促す。

（２）インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

①携帯事業者と連携して「スマホ・ネット安全教室」を実施する。ネットチェッカーズをはじめ、警察機関との連携を図りながら、不適切な書き込み等に対する指導を行う。

②情報モラル教育の拡充を行うために、教職員を対象としたインターネット関連の講習会（報告会を含む）を計画する。

5　いじめ防止等の対策のための組織

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって問題の解消に至るまで組織的に対応する。そのための組織は「いじめ問題対策委員会」と称し、組織メンバーおよび役割分担は下図のとおりである。また、関係機関との連携を図りながら、必要に応じて臨床心理士、弁護士や医師、あるいは警察等を加えるものとする。

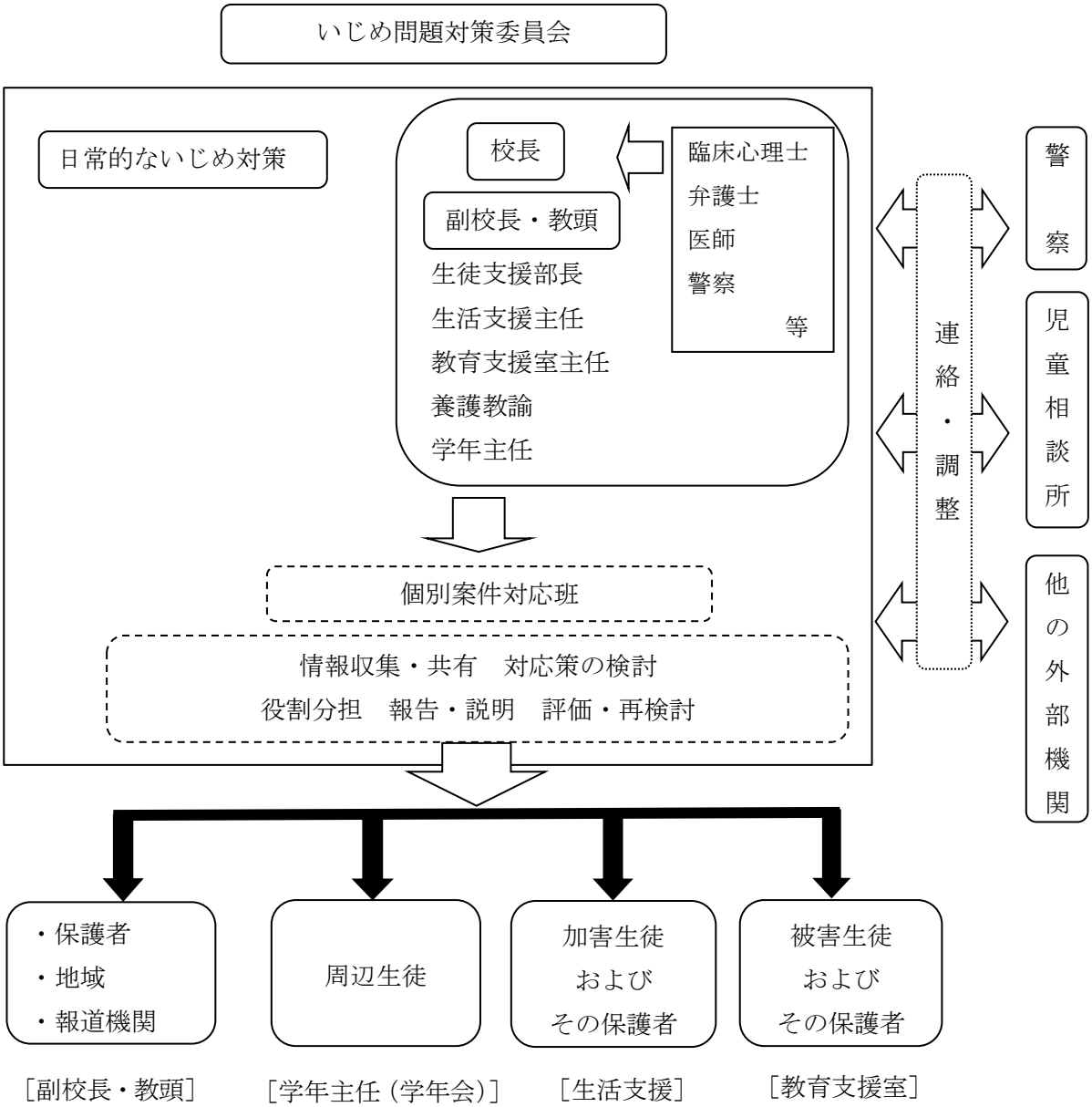

6　いじめに対する措置

（1）いじめの通報を受けたときや、いじめの可能性があると思われるとき、速やかに、「いじめ問題対策委員会」において、いじめの事実の有無を確認し、その調査結果を金沢高等学校理事会に報告する。

（2）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するために、個別対応チームを編成し、いじめを受けた生徒・保護者への支援や、いじめを行った生徒への指導、またはその保護者への助言を継続的に行う。ただし、この指導には程度によって懲戒もあり得る。

（3）いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるように、別室学習等の必要な対応を行う。
（4）いじめの事案に関わる情報を、いじめを受けた生徒の保護者や、いじめを行った生徒の保護者と共有するための措置をとる。
（5）いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき（※）は警察機関と連携して対処する。また、生徒の生命および身体、または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察機関に通報し、適切に援助を求める。

7　重大事態への対処

いじめにより生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、あるいは、いじめにより生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき、本校では、「いじめ問題対策委員会」のもと、適切な方法により重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。また、調査を行った場合は、いじめを受けた生徒および保護者に対し、当該調査に関わる重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切に提供するものとする。

金沢高等学校理事会は、重大事態が発生した旨を県知事に報告する。

※

・暴行罪、傷害罪…いじめによって精神的に病んでしまう場合も適用
・器物損壊罪…物を壊す、勝手に捨てる等
・窃盗罪…盗む
・侮辱罪…公然と暴言を吐く。誹謗中傷も含む　←　ネット上でも適用される可能性がある
・名誉毀損罪…「〇〇は万引きをしている」等の虚言を吐く。誹謗中傷も含む
・強要罪…相手が嫌がっている行為を脅迫または暴行を用いて強いた場合
・脅迫罪…「叩くぞ」、「殴るぞ」、などの人の身体等に害を与えることを告げる
（例）「土下座をしないと殴るぞ」と告げることは脅迫罪で、土下座を強いることは強要罪が成立する
・自殺関与罪…「死ね」や「この世から消えれば」とそそのかす
・強制わいせつ罪…わいせつな画像や動画を無理やり撮影させる
・わいせつ物頒布罪…わいせつな画像や動画を不特定または多数の人に交付した場合